

市民が主体のまちづくり

～左上のアイコンってなあに？～

私たちが「自治基本条例」をより一層身近に感じることができるよう、同条例の基本原則に対応した5つのアイコンを作成し、令和4年の広報なよろ3月号から掲載しています。



まちづくりについて意見を出すことや、まちづくりに参加すること。



お互いの情報を交換して、みんなが同じ情報を知っているようにすること。



みんなが同じ目的のために、協力しながらまちづくりをすすめること。



町内会など身近なまちづくり組織を通じ地域の活動を行うこと。



名寄市が国などにまかせず自らまちづくりをすること。



名寄市自治基本条例は本市のまちづくりを進めるための基本ルールです。このルールのもと、市民、議会、市が協働しながら「市民が主体のまちづくり」を進めていきましょう。

自治基本条例アイコン

..... 2

「エコひまちゃん」通信

..... 3

申告相談が始まります

..... 4-6

こんにちは！

名寄市地域包括支援センターです！

..... 7

健康ガイド

..... 8

もっと！もち米プロジェクト

市民ワークショップのご案内

..... 9

フォトでお知らせ - 広報版 -

..... 10-11

なよろの除雪

男女共同参画社会の実現をめざして

..... 12

消費生活センター通信

健やかな成長を願って

..... 13

なよろっばい家づくりの会

情報発信手法の紹介

..... 14

施設のお知らせ

..... 15-18

暮らしのお知らせ

..... 19-23